

『いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声』

全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成28年度はなんと10倍に増加しています(11,631件→112,578件)。平成23年度と比較しても、わずか5年間で2倍以上となっています。国民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う「通告」の増加が要因と考えられています。

さらに、虐待による死亡事例は年間50件を超え、1週間に1人の子どもが命を落としています。死に至らなくても、新聞等で報道される悲惨な事件は氷山の一角ということが分かります。

こうした不幸な出来事をなくすために、私たちにもできることがあります。

11月は「児童虐待防止推進月間」 厚生労働省「児童虐待防止推進月間について」より

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。厚生労働省では、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。(上記の標語は、今年度の標語の最優秀作品です)

こんなサインを見落としていませんか？

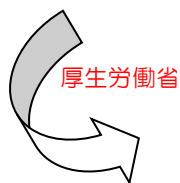
保護者について

- ・地域などと交流が少なく孤立している。
- ・小さい子どもを家においたまま外出している。
- ・子どもの養育に関して拒否的、無関心である。
- ・子どものけがについて不自然な説明をする。

子どもについて

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がする。
- ・不自然な傷や打撲のあとがある。
- ・衣類やからだがいっぱい汚れている。
- ・落ち着きがなく乱暴である。
- ・表情が乏しい、活気がない。
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる。

「もしかして、あなたの身近にも…」



児童虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。
あなたの1本のお電話で救われる子どもがいます

いち はや く

189

児童相談所 全国共通 3桁ダイヤル

連絡は匿名で行うことも可能です。
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。
お住まいの地域の児童相談所につながります。
※一部のIP電話からはつながりません。※通話料がかかります。

厚生労働省

虐待を受けた子どもたち

参照：認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク

虐待は、子どもが耐え難い苦痛や、なすすべのない無力感を味わいます。虐待を受けた子どもは、自己肯定感が極めて低くなり、自分なんか生まれてこなければよかった、生きていてもしかたないという思いが強くなり、誰にも愛されない、居場所がない、深い悲しみと怒りが生まれます。それは保護者から「おまえは何をしてもだめなのだ」「要らない子どもだ」というメッセージを有形無形に受け、自分を肯定できなくなるからです。

そうした傷ついた子どもたちのために、早期に子どもを発見して保護すること、早期に安全な生活を保障し、必要なら治療的環境に置くこと、信頼できる大人との1対1の関係を作り上げることが大切です。いわゆる「育て直し」です。さらに、その子どもが大人になり、結婚、子育てまで、継続して支える「長期間の支援」が不可欠となります。

